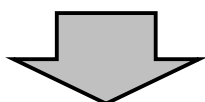


利息制限法等改正に伴うATM利用手数料のご案内

平素は、山梨中央銀行をご利用いただきまして、ありがとうございます。
平成22年6月18日の利息制限法・出資法の改正に伴い、一部のお取引におきましてATM利用手数料が変更となりますのでお知らせいたします。

当行のキャッシュカード・ローンカードで
提携金融機関ATM・ゆうちょ銀行ATM・コンビニATMを
ご利用のお客さま



「総合口座貸越」・「カードローン」のお取引におきまして
貸越等のご利用金額が1万円以下の場合、ATM利用
手数料が105円となります。

<ご留意事項>

普通預金等の預金のお引出し・お預け入れの場合のATM利用手数料は変更ございません。

提携金融機関ATM等から発行されるご利用明細に記載されるATM利用手数料と、お客さまがご負担される手数料が異なる場合があります。

<提携金融機関等のキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客さま>

提携金融機関様のご都合により、お取引内容によっては、ATM利用手数料が異なる場合や、ご利用いただけない場合があります。

くわしくは、お取引金融機関へお問い合わせください。

<本件に関するお問い合わせ先>
山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター
0120-201862(照会コード:9)
【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00
(ただし、祝日および12/31～1/3は除きます。)

ふれあいさわやか

山梨中央銀行

平成22年6月18日現在